

自転車運転中に危険行為を繰り返すと

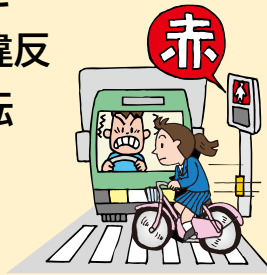
自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の対象となる危険行為 と 講習制度の流れ

危険行為 (15項目)

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反など
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反など
- 指定場所一時不停止など
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反
- 妨害運転(あおり運転)



< 講習制度の流れ >

一定の危険行為を繰り返す
(3年以内に2回以上)



都道府県公安委員会から受講命令

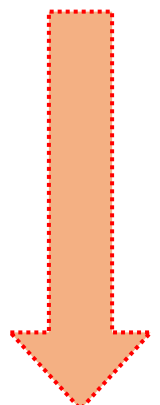


講習受講

講習時間: 3時間

受講手数料: 6,000円
(標準額)

※講習対象者は14歳以上



受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

◆ 自転車安全利用五則 を 守りましょう ◆

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

